

振り込め詐欺救済法の制度概要

犯罪に用いられた口座

残高が
1,000円以上の口座

残高が
1,000円未満の口座

口座の失権

支払手続（返金）

申請が
なかった分

納付

預金保険機構

一部を預保に留保し、
事業に支出

「担い手（日本財団）」が(1) (2)の事業を運営

(1) 犯罪被害者等の子どもに対する奨学金

- 無利子貸与、返済期間は30年以内。
- 貸与対象は高校生から大学院生。貸与額の上限は、大学院生：10万円/月，大学生：8万円/月，高校生（私立）：5万円/月，国立・公立：3万円/月。

(2) 犯罪被害者等支援団体に対する助成